

## 阿賀野市選挙管理委員会告示第 16 号

令和3年8月10日執行の阿賀野市大室財産区議会議員一般選挙における阿賀野市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により次の場所に設けた。

令和3年8月5日

阿賀野市選挙管理委員会  
委員長 小林 壽 英

期日前投票所	期日前投票所を設けた場所	設 置 期 間
阿賀野市役所笹神支所 期日前投票所	阿賀野市役所笹神支所 (2階ホール)	8月6日(金)から 8月9日(月)まで